



土浦市監査委員告示第17号

令和4年8月23日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表
する。

令和4年10月18日

土浦市監査委員

藤 田 雪 絵

土浦市監査委員

内 田 卓 男



住民監査請求監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の提出

令和4年8月23日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、後述の補正の結果を踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部市民活動課長佐野善則

(2) 対象の会計行為

令和4年7月15日付で土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「地区長連合会」という。）に真鍋ブロック地区長会（以下「本件ブロック会」という。）が実施を予定するブロック会調査研修事業に係る補助金（以下「本件補助金」という。）の交付決定をしたこと。

(3) 対象行為の不当性

本件ブロック会がいわき震災伝承みらい館を視察地とする研修会の実施するに当たり、本件補助金の交付を決定したことが次の理由により不当である。

- ① 土浦市防災計画には、地区長制度は組み込まれておらず、「地域の防災意識の向上」を目的とした補助事業を地区長連合会が申請する根拠がないこと。
- ② 自主防災組織の意向が明らかでないまま、自主防災組織の部外者である本件ブロック会の地区長がいわき震災伝承みらい館を自ら体験すること。
- ③ 自主防災組織の育成に係る事務を所掌しているのは、防災危機管理課であるにもかかわらず

ならず、市民活動課が本件補助金の交付決定を行っていること。

(4) 発生する損害の内容

本件補助金の交付を決定したことは、不当であり、交付決定額である105,000円が支出されれば、当該額が損害となる。

(5) 措置請求内容

令和4年7月15日付土市活第256号で通知した土浦市地区長連合会補助金交付決定通知の取消しを求める。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

(1) 資料1 土浦市地区長連合会補助金交付決定通知書

(2) 資料2 土浦市地区長連合会補助金交付申請書

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和4年8月25日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

第2 要件審査

本件請求は、令和4年7月15日に通知した本件補助金に係る交付決定が不当であることにより、土浦市地区長連合会補助金交付決定通知書の取消しを求めるものであることから、当該交付決定によって予定される公金の支出を対象行為とする請求であると判断し、法第242条第1項に規定する要件の審査を行い、当該要件を満たしていることを確認した。

また、請求人が本件補助金を支給しないことも求めていると認められることから、法第242条第4項に規定する暫定的停止勧告を行うかどうかについても協議したが、本件請求は、対象行為である公金の支出の不当を主張するものであるため、同項の要件を満たしていないと判断した。

第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、令和4年8月25日に本件請求を正式に受理することを決定し、同日付けで請求人にその旨を通知した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和4年8月25日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和4年9月7日にその機会を設けた。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、監査対象機関が立ち会った。

(1) 資料及び陳述口述原稿の提出

請求人から次の資料及び陳述口述原稿の提出があった。

ア 令和4年9月2日付け 土浦市長裁決（令和4年8月9日）及び同答申（令和4年8月2日）の写し

イ 令和4年9月7日付け 意見陳述口述原稿

(2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 土浦市地区長連合会補助金交付決定通知書(土市活発第256号令和4年7月15日)により、地区長連合会が行う調査研修事業に補助金等105,000円の交付を決定しているが、本決定は、土浦市補助金等交付規則第4条(2)の規定その他に違反し不当であるため、土浦市長に上記補助金交付決定通知を取り消すことを求める。

イ 本件ブロック会が地域住民の防災意識及び地区長としての資質向上を期待し、いわき市にあるいわき震災伝承みらい館を地区長自ら体験する事業が次の理由により不当であること。

(ア) 防災について、本市は地域防災計画を策定し、その主な取組みとして「自主防災組織の育成・連携」を掲げ、自主防災組織が「町内会・自治会を中心として自主的に結成された、自発的な防災活動を行なう組織」であるから、「地域の防災意識の向上」は、自主防災組織が取り組むべき事務であり、防災計画に本市の地区長制度は組み込まれておらず、地区長連合会が「地域の防災意識の向上」を目的として補助事業を行うことには例規上に根拠は無い。

(イ) 市長が委嘱した地区長の処理する職務として、地区長設置規則第6条に「市との連絡調整に関すること。」及び「地域住民の要望事項の取りまとめに関すること。」が

規定されており、本件ブロック会の地区長が地域の自主防災組織関係者から要望を受けたとすれば、自主防災組織関係者が「いわき震災伝承みらい館を体験」できるように市に連絡調整し、それを実現することが地区長制度の精神にも適うものであるはずなのに、自主防災組織の意向は明らかにしないまま、自主防災組織を差し置き、部外者である本件ブロック会が横取りして、自分らの補助事業にし、率先して「いわき震災伝承みらい館を自ら体験」するというのは不当である。

(ウ) 土浦市行政組織規則には、防災危機管理課の分掌事務として、防災意識の啓発に関する事、自主防災組織の育成に関する事及び防災訓練に関する事が規定されており、ホームページには、本市は、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の運営、訓練の実施等に、補助金を交付し支援しているとし、予算書にも「目20防災費」に自主防災組織の補助金を計上していることから、地区長連合会が今回行った申請は、こうした自主防災組織の運営、訓練の実施等に該当するため、その事務は、防災危機管理課が担当すべきであるのに、市民活動課は、地区長連合会から申請を受けた際、その旨の補正を地区長連合会に求め、所掌課である防災危機管理課に申請の受理及び審査をさせず、予算「目20防災費」を充てることもさせず、これを市民活動課がそのまま受理し審査を行い、予算「目11市民活動費」を充てて補助金の交付を決定したのは二重の誤りで、交付の決定は不当である。

ウ 土浦市情報公開・個人情報保護審議会の答申書の4頁に、研修調査事業に対する監査対象機関の認識として、「研修事業の具体的な参加者はブロック会の自律的判断に委ねられており、必ずしもすべての地区長に参加義務がある訳ではない。」及び「研修事業に対して交付される補助金の額は、ブロック会に属する地区長が現に参加したか否かではなく、あらかじめ当該ブロック会を構成する地区長に比例した按分額により決定されている。」が紹介されているが、次の理由により不当である。

(ア) ブロック会が自律的に判断するなら、地区長は全員率先して参加しているはずであり、地区長に参加義務がある訳ではないなら、全地区長分の経費を承認してきたのは何故か。

(イ) 本市規則は、事業の成果に基づき補助金の額を決定とするのであって、地区長に比例して按分するなどの主張はそれ自体、失当である。

エ 土浦市情報公開・個人情報保護審議会が「各ブロック会における参加は、各参加者個人の任意の判断に委ねられるものである。」、「当該研修事業への参加については、地区長の本来的な職務に該当するとはいえない。」及び「仮に地区長が本件事業に参加していたとしてもそれは個人の判断に基づき個人として参加したものと考えることが相当である。」と答申しているが、地区長連合会がこの申請で「地区長自ら体験することにより」とか「地区長としての資質向上につながることを期待される」としながら、事業への参加は職務ではなく個人の判断であるとするのでは地区長としての自覚や使命感、研修の成果などはなから期待しない、単に観光地目当ての視察が容認されることにもな

りかねない。

オ 前年度に提起された連合会補助事業に対する住民監査請求の監査において、監査対象機関は「補助金に関する事務を理解していない」と再三指摘を受けたにも関わらず、その後の態度には変化が認められず、地区長連合会は、令和3年度補助事業を全く実施していないが、監査対象機関は申請が無いことを理由に規則に定める交付決定の取消し手続を実行していない。

カ 本件ブロック会の申請が認められたとなれば、これをきっかけに他の10のブロック会も「市民福祉の増進」などにかこつけて、申請を提出し、観光地巡りの調査研修が復活することになるだろうから、このような調査研修に補助金を交付し続ける事は、ドブに税金を捨てるようなもので事業の内容を問う以前に、既に不当である。

キ 地区長連合会に対する本補助金の交付の決定は、土浦市補助金等交付規則第4条(2)の規定その他に反し不当であるので、土浦市長は、土浦市地区長連合会補助金交付決定通知書を取消すべきである。

(3) 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員が措置請求書の記載内容のうち、3ページ「措置の請求」の3行目「土浦市地区長連合会補助金金額確定通知書」は「土浦市地区長連合会補助金交付決定通知書」であることを確認し、補正を行った。

2 監査の対象事項

措置請求書の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

本件補助金の交付を決定したことが不当であるか。

3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 調査日時 令和4年9月7日 午前10時30分から

(2) 関係人 市民生活部市民活動課長、市民協働室長及び係員並びに総務部防災危機

管理課長及び防災危機管理係長

(3) 聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 町内会は、町内の住民により相互の融和を図るために組織され、良好な地域社会をつくりあげるためのコミュニティ活動を行う任意団体であり、市民がより快適に暮らせる地域社会を作っていくためには、行政が実施するサービスだけではなく、たくさんの方が主体的にまちづくりに参画していくことが大切で、市では、町内会と一体となった協働のまちづくりを推進しているが、町内会はあくまで地域づくりの市のパートナーという位置づけであり、市に指揮監督する権限はない。
- イ 市は、行政と地域とをつなぐパイプ役として地区長を設置し、地区長には、地域の課題を吸い上げ、これを行政に連絡する連絡調整員としての役割がある。
- ウ 地区長連合会は、「町内自治の確立を期するためその運営改善に関し研究協議し、市民福祉の増進に努める」ことを目的とし、地域が抱える諸問題を検討し、解決する機能もあることから、地区長連合会要望や市との連絡調整といった地区長としての事業と防災や福祉等様々な地域の課題解決を目的に実施するブロック会調査研修といった事業の両方を補助対象としている。
- エ 請求人が「地域の防災意識の向上」は、地区長及び地区長連合会ではなく、自主防災組織が取り組むべき事務であり、本市の防災計画に地区長は組み込まれておらず、地区長連合会が「地域の防災意識の向上」を目的に補助事業を申請する根拠はないと主張していることに対し、地区長設置規則に明示はないものの、避難行動要支援者支援制度で地区長は「避難支援関係者」として役割を要請され、地域防災計画では、地区長及び地区長連合会が避難者支援等の役割を担うとされている。
- オ 請求人が地区長は自主防災組織の要望を聞き、それを市に伝える役割であるのに、地区長自らが研修をすることは不当であると主張していることに対し、本件補助金の補助対象は地区長連合会の事業であり、地域の課題を解決することを目的とした事業が補助対象であるから、地区長の職務か否かが補助をするかしないかの判断材料にならない。
- カ 請求人が防災危機管理課の分掌事務が「自主防災組織の育成に関すること」であり、防災活動を促進するための補助金を「防災費」の予算から交付しており、防災関連の補助を受けるならば、防災危機管理課が申請の受理及び審査を行い、「防災費」を充当すべきであると主張していることに対し、本件補助金の交付目的は、地域課題の解決のための研修であり、防災危機管理課の自主防災組織に係る補助金と本件補助金とでは、補助の目的や対象者が異なり、本件補助金として支出することに問題はない。
- キ 地区長と市とはどれくらいの割合で会うのかとの問いに対し、定期的な集まり、研修等の時に会ったり、用事がある時は、地区長が市役所に来ることもあったりする。
- ク 地区長及び地区長連合会が避難者支援等の役割を担うとされる文書はあるかとの問い

に対し、避難行動要支援者支援制度は、実施要項等があり、市長から避難支援関係者協力要請を地区長にしている。

ケ 監査対象機関が補助金の申請を受理したとき、他の課と相談をしたことがあったかとの問いに対し、本件ブロック会の研修は、防災も地区長の役割のひとつであるという認識から他の課との協議は実施しなかった。

コ 請求人が「ブロック会が自律的に判断できるなら、地区長は全員率先して参加しているはず。地区長に参加義務がある訳ではないなら、全地区長分の経費を承認してきたのは何故か。」と主張していることに対する監査対象機関の見解を求めたことに対し、本件要項の7、000円掛ける地区長の数という算出方法を根拠として各ブロック会の補助金を交付しており、各ブロック会の規模に応じ、公平に補助金も分配するために用いている計算式であり、各ブロック会に対して支出する補助の上限を示すものである。

サ 請求人が「本市規則は、事業の成果に基づき補助金の額を決定するのであって、区長に比例して按分するなどの主張はそれ自体、失当である。」及び「地区長自ら体験することにより」とか「地区長としての資質向上につながることを期待される」と、組織上の要求として掲げながら、その実、事業への参加は職務ではなく個人で個人の判断でとする。これでは地区長としての自覚や使命感、研修の成果などはなから期待しない、単に観光地目当ての視察が容認されることにもなりかねない。」と主張していることに対する監査対象機関の見解を求めたことに対し、後日文書で提出すると回答した。

調査に立会った請求人から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

当日配られた資料について、本件補助金の範囲とあるが、例規のどこにもないものを補助金の範囲とするのは納得できず、本件要項を見れば、全て補助を認めているものではなく、これについては、その真意を疑う。

(4) 関係人聴取後に提出された書面

令和4年9月7日に行った関係人聴取で監査対象機関に質問した事項について、令和4年9月14日付けで次の事項を報告する書面の提出があった。

ア 「ブロック会が自律的に判断できるなら、地区長は全員率先して参加しているはず。地区長に参加義務があるわけではないなら、全地区長分の経費を承認してきたのはなぜか。」との請求人の発言に対して、ブロック会調査研修事業は、地区長個人に補助するものではなく、地区長連合会が各ブロック会に行わせる地域課題を検討し、解決する事業に対して、必要な経費を補助するものであり、参加人数に応じて補助対象経費を算定しているわけではない。

イ 「本市規則は、事業の成果に基づき補助金の額を決定するのであって、区長に

比例して按分するなどの主張はそれ自体、失当である。」との請求人の発言に対して、市は、ブロック会調査研修事業にかかった経費が適正であるかを判断して補助金の額を確定しており、補助金全体の上限額である1, 197, 000円を地区長連合会が公平性の観点から按分しているようだが、補助金全体の上限額の範囲内で按分しているのであれば問題ない。

ウ 「地区長自ら体験することにより」とか「地区長としての資質向上につながることを期待される」と、組織上の要求として掲げながら、その実、事業への参加は職務ではなく個人で個人の判断でとする。これでは地区長としての自覚や使命感、研修の成果などはなから期待しない、単に観光旅行目当ての視察が容認されることにもなりかねない。」との請求人の発言に対して、ブロック会調査研修事業は、職務により研修に参加しようが、個人の判断で参加しようが、その事業の目的が変わることはない。

第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として土浦市補助金等交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、当該規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定め、公益上の必要性の判断基準を明らかにしている。

2 地区長連合会について

地区長は、市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資するため、土浦市地区長設置規則により設置され、職務として、市との連絡調整、市民の要望事項の取りまとめ等を行うこととされている。

市内全地区の地区長で構成されるのが地区長連合会であり、地区長連合会に各ブロック会が置かれている。

3 本件補助金の交付対象事業について

地区長連合会は、「町内自治の確立を期するためその運営改善に関し研究協議し、市民福祉の増進に努める」ことを目的とし、地域が抱える諸問題を検討し、解決する機能もあること

から、地区長連合会要望や市との連絡調整といった地区長としての事業と防災や福祉等様々な地域の課題解決を目的に実施するブロック会調査研修といった事業の両方を補助対象としていると監査対象機関が主張している。

4 地域の防災意識の向上は、地区長等の職務であるかについて

請求人が「地域の防災意識の向上」は、地区長及び地区長連合会ではなく、自主防災組織が取り組むべき事務であり、本市の防災計画に地区長は組み込まれておらず、地区長連合会が「地域の防災意識の向上」を目的に補助事業を申請する根拠はないと主張していることに対し、監査対象機関は、地区長設置規則に明示はないものの、避難行動要支援者支援制度で地区長は「避難支援関係者」として役割を要請され、地域防災計画では、地区長及び地区長連合会が避難者支援等の役割を担うとされていると主張している。

5 地区長が自ら研修をする事業が補助対象となるかについて

請求人が地区長は自主防災組織の要望を聞き、それを市に伝える役割であるのに、地区長自らが研修をすることは不当であると主張していることに対し、監査対象機関は、本件補助金の補助対象は地区長連合会の事業であり、地域の課題を解決することを目的とした事業が補助対象であるから、地区長の職務か否かが補助をするかしないかの判断材料にならないと主張している。

6 防災関連の補助の担当課はどこかについて

請求人が防災危機管理課の分掌事務が「自主防災組織の育成に関すること」であり、防災活動を促進するための補助金を「防災費」の予算から交付しており、防災関連の補助を受けらば、防災危機管理課が申請の受理及び審査を行い、「防災費」を充当すべきであると主張していることに対し、監査対象機関は、本件補助金の交付目的は、地域課題の解決のための研修であり、防災危機管理課の自主防災組織に係る補助金と本件補助金とでは、補助の目的や対象者が異なり、本件補助金として支出することに問題はないと主張している。

第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関等への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 監査の対象事項についての判断

監査対象事項の本件補助金の交付を決定したことが不当であるかについては、両者の主張から「地域の防災意識の向上は、地区長等の職務であるか」、「地区長が自ら研修をする事業が補助対象となるか」及び「防災関連の補助の担当課はどこか」の3点を争点として検証す

る。

(1) 地域の防災意識の向上は、地区長等の職務であるかについて

請求人が「地域の防災意識の向上」は、地区長及び地区長連合会ではなく、自主防災組織が取り組むべき事務であり、本市の防災計画に地区長は組み込まれておらず、地区長連合会が「地域の防災意識の向上」を目的に補助事業を申請する根拠はないと主張していることに対し、監査対象機関は、地区長設置規則に明示はないものの、避難行動要支援者支援制度で地区長は「避難支援関係者」として役割を要請され、地域防災計画では、地区長及び地区長連合会が避難者支援等の役割を担うとされていると主張している。

請求人は、本件補助金の交付対象は、地区長連合会であり、その構成員である地区長の職務に該当しない「地域の防災意識の向上」に資するような研修は、本件要項の補助対象事業ではなく、本件補助金を交付するのは不当であると主張しているものと推察する。

一方、監査対象機関が主張する地区長や地区長連合会の役割を確認してみたところ、避難行動要支援者制度については土浦市避難行動要支援者支援制度実施要綱により地区長が避難支援関係者として災害の有無を問わず要請された役割があり、土浦市防災計画では地区長連合会に災害時の避難者の誘導等が要請されており、「地域の防災意識の向上」に資するような研修が地区長や地区長連合会に必要なとまでは言えず、請求人の主張は採用できない。

(2) 地区長が自ら研修をする事業が補助対象となるかについて

請求人が地区長は自主防災組織の要望を聞き、それを市に伝える役割であるのに、地区長自らが研修をすることは不当であると主張していることに対し、監査対象機関は、本件補助金の補助対象は地区長連合会の事業であり、地域の課題を解決することを目的とした事業が補助対象であるから、地区長の職務か否かが補助をするかしないかの判断材料にならないと主張している。

請求人は、地区長の職務は、市民の要望を市に伝えることであるから、仮に自主防災組織が「地域の防災意識の向上」に資する研修が必要であると考えているのであれば、その実現のために尽力すべきであり、地区長自らが「地域の防災意識の向上」に資する研修をするために本件補助金が交付されるのは不当であると主張しているものと推察する。

しかしながら、監査対象機関の主張によれば、本件補助金は、地区長連合会要望や市との連絡調整といった地区長としての事業と防災や福祉等様々な地域の課題解決を目的に実施するブロック会調査研修といった事業の両方が補助対象であるとされており、地区長連合会が地域の課題解決を目的として実施するブロック会調査研修事業に該当するものとして、地域の課題である「地域の防災意識の向上」に資する研修をブロック会調査研修事業として実施し、それに本件補助金を充当することに何ら不自然な点はなく、請求人の主張は採用できない。

(3) 防災関連の補助の担当課はどこかについて

請求人が防災危機管理課の分掌事務が「自主防災組織の育成に関すること」であり、防災活動を促進するための補助金を「防災費」の予算から交付しており、防災関連の補助を受けるならば、防災危機管理課が申請の受理及び審査を行い、「防災費」を充当すべきであると主張していることに対し、監査対象機関は、本件補助金の交付目的は、地域課題の解決のための研修であり、防災危機管理課の自主防災組織に係る補助金と本件補助金とでは、補助の目的や対象者が異なり、本件補助金として支出することに問題はないと主張している。

請求人は、「地域の防災意識の向上」に資する研修は、自主防災組織の運営、訓練の実施等に関する補助金の所管課である防災危機管理課の補助金により対応すべきであり、本件補助金を充当することが不当であると主張しているものと推察する。

防災危機管理課の土浦市自主防災組織運営事業補助金交付要項を見てみると、その目的は、「住民相互の防災意識の高揚を図り、自主的な防災活動を促進する」であり、「地域の防災意識の向上」に資する研修を自主防災組織が実施する場合は、請求人が主張するように当該要項により補助金を交付できる余地があるものと推察される。

そして、当該要項の補助対象者は自主防災組織であり、その補助対象は「啓発資料・地域防災カルテ・地域防災マップ等の作成その他自主防災組織の運営に要する経費」となっており、「地域の防災意識の向上」に資する研修以外にも補助対象となることが伺われる。

一方、本件補助金は、住民自治の向上と市民福祉の増進を図ることを目的とし、地区長連合会に交付しているもので、補助対象には、防災や福祉等様々な地域の課題解決を目的に実施するブロック会調査研修事業があることから、「地域の防災意識の向上」に資する研修を監査対象機関が本件補助金の交付対象とすることも首肯し得るものである。

監査対象機関が主張するようにこれらの補助金交付要項は、それぞれ目的も補助対象者も違うものであり、違うメニューが用意されているのであれば、補助金の交付を受ける者が自身の要件に合うメニューを選択し、その補助金の交付を受ければよいものであり、所管課の事務分掌によって、一律に対象となる補助金が決まるというのは合理的ではなく、請求人の主張は採用できない。

2 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

第8 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を

述べることとする。

監査対象機関がどんな補助をしようとしているかについては、今回の監査を通じて理解できたものの、本件要項は、本件補助金の交付の目的や対象等が明確でなく、請求人に誤解を与えるような内容でしかないこともまた事実である。

市は、補助金を交付することによって、どのような効果を期待しているかを改めて整理し、補助金の交付の目的を実現するためにどんな事業に補助し、その補助対象とする経費等を明確にするなどして、本件要項の記載で不十分な部分を補うような改正を行う必要がある。

また、市は、補助金を交付することが目的ではなく、補助金という手段を用いて何らかの目的を達成しようとしているのであるから、漫然と補助金を交付し続けるのではなく、補助金を交付したことによって、どれだけの効果が得られたかをきちんと検証し、効率的で効果的な補助金の活用方法を定期的に検証する必要がある。